

消費生活相談についてご紹介します!!

豊能町では在住・在勤の方を対象に、消費生活相談を実施しています。

専門の消費生活相談員が相談内容をお聞きし、トラブル解決に向け助言やあっせんを行います。

相談日時=月・火・木曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～正午、午後1時～4時

相談場所=住民人権課内消費生活コーナー（役場1階）

電話番号=☎739-3402 または 局番なしの「☎188（いやや）」（消費者ホットライン）

※予約不要

※ご本人が相談できない場合は、ご家族や見守りの方からの相談も受けています。

※消費生活相談員が不在の場合は、後日、消費生活相談員から相談者の方へお電話します。

お急ぎの場合は、下記のその他の消費生活相談機関へご相談ください。

【その他の消費生活相談機関】

* 大阪府消費生活センター

相談日時=月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

☎ 06-6616-0888

* 全国消費生活相談員協会

相談日時=年末年始を除く日曜日

関西支部週末電話相談

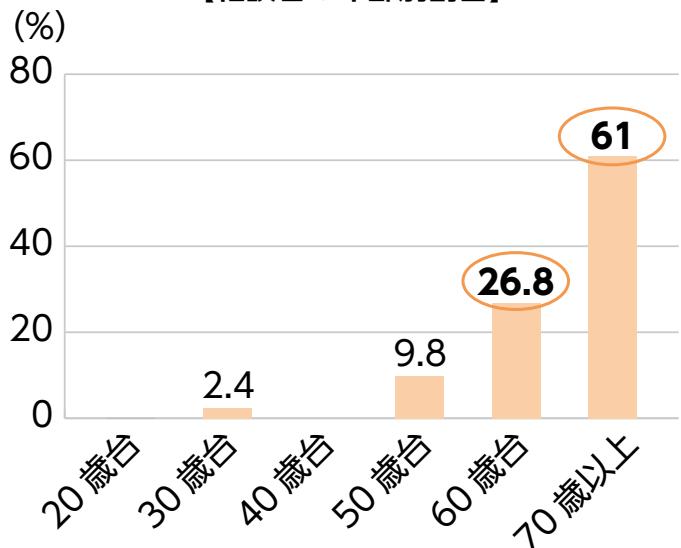
午前10時～正午、午後1時～4時

☎ 06-6203-7650

消費生活トラブルでお困りの際は、一人で悩まず、早めにご相談を！

令和7年度 豊能町での消費生活相談の状況(4月1日～10月27日)

【相談者の年齢別割合】

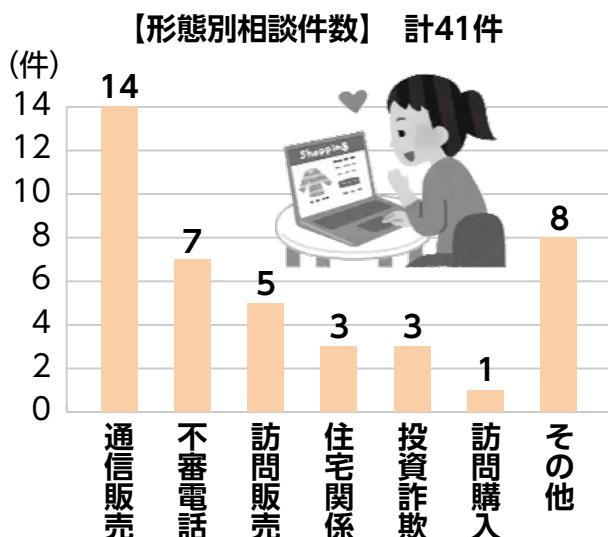


60歳以上の割合 (%)

	60歳台	70歳以上	計
豊能町	26.8	61.0	87.8
全国	24.2	13.2	37.4

豊能町では相談者数全体に占める60歳以上の割合が**全国平均の倍以上**になっています。





* * * * * * * **相談件数上位 3 位** * * * * * * *

<1位>通信販売

インターネットやSNS、テレビショッピングなどの広告を見て申し込んだ「通信販売」のトラブル

＜2位＞不審電話

通信会社、警察官、町職員などを騙り、個人情報を聞き出そうとする不審電話

〈3位〉訪問販売

「排水管やマンホールの洗浄を格安でやります！」 「お宅の屋根が傷んでいますが格安でリフォームしませんか」 など



要注意!! 相談が多い事例(通信販売)

えっ！！19,000円！！

定期購入と知らずに申し込み、高額請求に！

スマートフォンで「お試し2,000円」という広告を見て化粧品を申し込み、商品を受け取りコンビニで支払った。しかし、翌月にも同じ商品が3つ届き、19,000円の請求書が入っていた。驚いて業者に電話したところ、「定期購入を申し込みしており、解約期間を過ぎているので解約は次回からになり、19,000円はお支払いいただきます。」と言われた。



ひとこと助言

- 通信販売ではパソコンやスマートフォンで「申し込み」のボタンを押す前の「最終確認画面」に契約内容や解約手続きなどの詳細を表示することが法律で義務付けられていますので、申し込む前に必ず「最終確認画面」の内容を確認しましょう！
- 広告で「お試し価格」のみを強調し、「最終確認画面」に定期購入が条件、解約可能期間が短期間、初回で解約すると定価との差額を支払うなどが表示されているパターンが多いのでご注意ください。

消費生活に関する相談機関

豊能町(消費生活)



ホームページは[こちら](#)

大阪府消費生活センター



ホームページはこちら

国民生活センター



ホームページは[こちら](#)

問=住民人権課内消費生活コーナー ☎739-3402